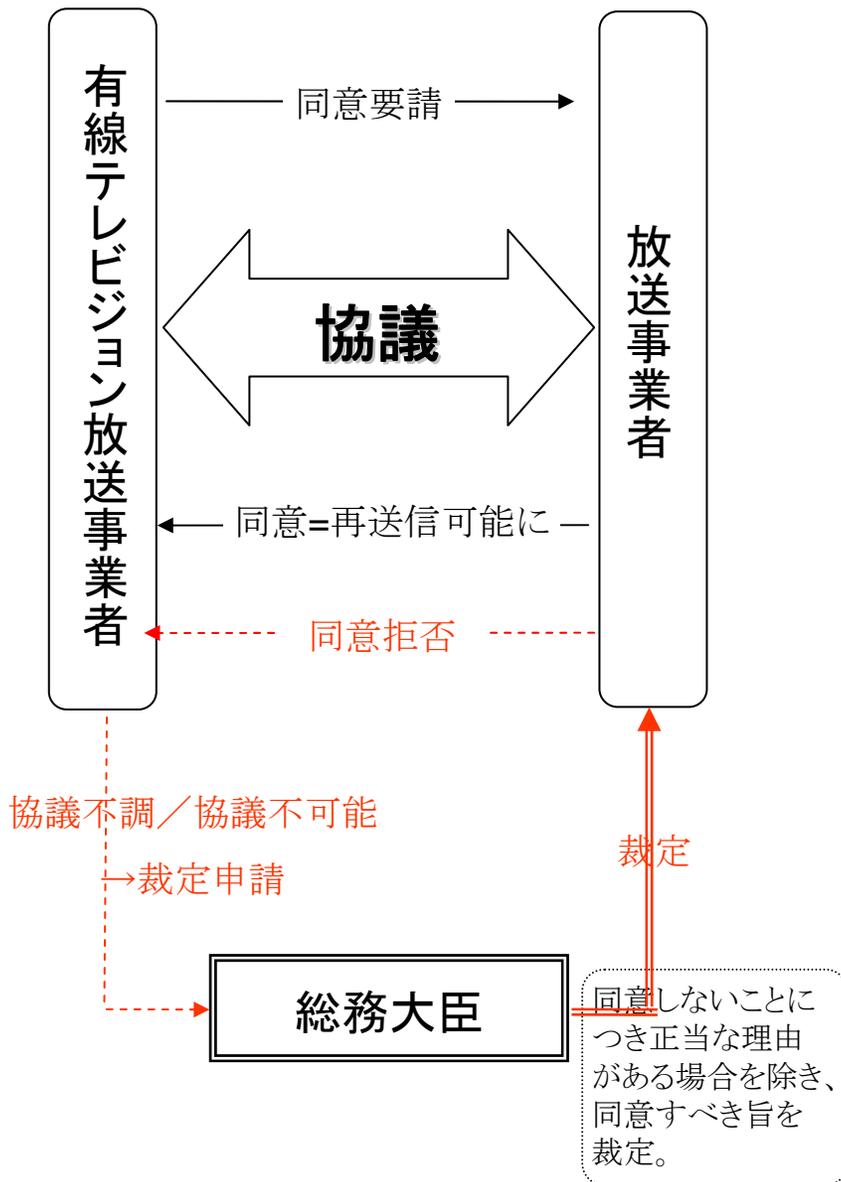




# 地上デジタル放送の区域外再送信に関する 裁定に当たっての論点等について

平成19年5月24日

# 再送信同意に関する規定等



## 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)

### 第13条 (略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行われるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信することができるテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送、その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならない。

7 総務大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。



## 裁定の判断基準

総務大臣は、再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする。（有テレ法第13条第5項）

◆ 「正当な理由」とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨に適うものとして、次のような場合にそれが認められることとされている。

## 正当な理由について

《第104回国会衆議院逡信委員会（昭和61年4月23日）で表明》

- ① 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ② 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- ③ 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- ⑤ ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点(案)①



理由	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点
<p>正当な理由のいわゆる「5基準」の有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」は実態に合っておらず見直しが必要である。</li> </ul>	<p>(裁定申請者の申請書には特段の記述がないが、(社)日本ケーブルテレビ連盟においては、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」は現在でも有効であると主張している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>少なくとも、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した「正当な理由」のいわゆる「5基準」は現在でも妥当性があるか。</li> <li>時代環境の変化等も踏まえ、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる「5基準」に新たに付け加えるべき事項があるか。</li> </ul>
<p>区域外再送信における放送の意図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送対象地域を超えるものについては、放送の意図を歪曲する。</li> <li>地域限定CM等が意図せぬ地域で放送される場合は放送の意図を歪曲する。</li> <li>ワンセグが視聴できなければ放送の意図を歪曲する。</li> </ul>	<p>(裁定申請者の申請書には特段の記述がないが、(社)日本ケーブルテレビ連盟においては、有線テレビジョン放送法で区域内再送信と区域外再送信を区別しておらず、区域内外で特別に区別するべきではないと主張している。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有線テレビジョン放送法では、区域内再送信と区域外再送信を区別していないが、「放送の意図」を考えるにあたって、区域外であることを考慮すべきか。</li> <li>放送事業者が再送信される地域があらかじめ了知している場合、「放送の意図」の歪曲性についてどう考えるか。</li> </ul>
<p>経営的・金銭的問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元放送事業者にとって、視聴率や営業収入など経営的な影響を受ける。</li> <li>系列ネットワークの維持が困難になる。</li> <li>著作権処理が不十分である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「経営に影響を与えるから」という理由は、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる5基準に合致しておらず、自社都合的な理由により区域外再送信の同意を出さないというのは権利の濫用ではないか。</li> <li>再送信の同意と著作権法上の許諾については別個の制度である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元放送事業者の経営状況について勘案する必要があるか。</li> <li>「系列ネットワーク」というビジネスモデルについて、勘案する必要があるか。</li> <li>再送信に当たっては、有線テレビジョン放送法の同意と著作権法上の許諾の2つを得る必要があり、著作権処理については著作権法の許諾で対応すべきではないか。</li> </ul>

# 裁定対象者及び裁定申請者の主な意見に関する論点(案)②



理由	放送事業者の意見	有線テレビジョン放送事業者の意見	論点
アナログ視聴者の利益の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログとデジタルは別であり、アナログで同意していたからといって、デジタルで同意する必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送のデジタル化は、アナログ放送からデジタル放送へと技術が変化するものであって、同意が頂けなくなるような事情変更ではない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アナログ放送とデジタル放送は別の放送であるが、有線テレビジョン放送法の裁定の判断に当たって、アナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるか。有線テレビジョン放送法の目的である「受信者の利益の保護」について勘案する必要があるか。</li> </ul>
地元経済・視聴者に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の不利益や経済の停滞につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再送信は視聴者の要望に応えるものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再送信同意制度は「放送の意図」を担保する趣旨であるところ、これまで解されてきたところ、地元経済や視聴者への影響について勘案する必要があるか。（なお、現在、大分県知事に対して意見照会を行っているところ。）</li> </ul>
違法再送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>同意が得られずに再送信されていた事実も勘案すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有線テレビジョン放送法に基づいて再送信同意を得ており、適法に処置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該放送事業者のアナログ放送とデジタル放送は別の放送であるが、有線テレビジョン放送法の裁定の判断に当たって、アナログ放送の再送信の事実を勘案する必要があるか。</li> <li>（仮にアナログ放送の再送信の事実を勘案する必要がある場合、）過去において同意期限切れの状態で行ったことがあるという事実を勘案すべきか。</li> </ul>
裁定制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルテレビの発展にかんがみ、廃止又は大幅な見直しが必要である。</li> </ul>	<p>（裁定申請者の申請書には特段の記述はないが、（社）日本ケーブルテレビ連盟においては、裁定制度の維持・存続を希望している。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>裁定制度の見直しについては、行政への要望事項であり、同意を与えない正当な理由にはあたらないのではないか。</li> </ul>

# (参考1) デジタル放送の区域外再送信に関する全国的な両事業者の主張について

論点	放送事業者側	有線テレビジョン放送事業者側
区域外再送信の意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一系列の地元局開局後は従前からの区域外再送信はやめるべき。</li> <li>・ 有テ法上区域内・外の区別はないが、難視聴解消が主目的の区域内再送信と営利目的が主の区域外再送信とは分けて扱われるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 系列の放送局がない時代に、関係者の要請等に基づき始まったものもあるという歴史的経緯等を勘案すべき。</li> <li>・ 視聴者の日常生活に定着。デジタル放送になると視聴できなくなることは、視聴者の理解を得られない。</li> </ul>
区域外再送信のエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送局のエリアが県域を単位としていること（県域免許制）との整合性が取れない。</li> <li>・ 放送事業者の放送の意図には、放送対象地域における放送（地域性）も含まれる。</li> <li>・ 「再送信」とは何かを明確にすべき。遠隔地に受信点を設け伝送する形態まで再送信といえるのか。再送信が行われるエリアは生活圈・文化圏で一体性のあるエリアに限られるべき。</li> <li>・ ケーブル事業者の事業拡大等によって同意している区域の自動的な広域化は許容できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民の要望に応えるものであり、「県域免許」や「地域性」に縛られるのではなく、アナログでの視聴実態があればデジタルでも認められるべき。</li> <li>・ 受信点については、法律上、業務区域内に設置しなければならないという規律はなく、また設置にあたっては総務省の許可を得ている。</li> <li>・ エリアは、アナログと同様ということの基本とし、今後、新規拡大する場合は必ず事前に同意を求める。ただし市町村合併によりエリアが拡大する場合は地域住民に格差が生じないように配慮すべき。</li> </ul>
地元放送局との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元民放局にとっては、自局の視聴率への影響、購入番組の価値低下など営業面で大打撃。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元放送局の同意は必要条件ではない。</li> <li>・ チャンネル配列で、地元民放局を優位に扱う。</li> </ul>
裁定制度等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁定制度はケーブルテレビ事業者の多くが零細だった時代の経過措置的な非対称規制であり、その後のケーブルテレビ事業の発展に鑑み廃止又は大幅な見直しが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大臣裁定制度は、今後も維持、存続する必要。</li> </ul>
著作権の権利処理及び対価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再送信同意と著作権法の許諾との整合性に関する検討が必要。</li> <li>・ 区域外再送信分の著作権処理についてケーブルテレビ事業者が適正な権利処理を行うべき。</li> <li>・ 区域外再送信について有料化も検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 著作権処理の課題は十分認識。また、ハリウッド等ケーブルテレビ事業者による処理が事実上不可能な案件は、放送事業者への権利処理の委託等を検討。</li> <li>・ 再送信の対価については、従来の取扱いの継続を要請するが、求められれば協議に応じる。</li> </ul>
違法再送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政は「違法再送信」を放置することなく適切に指導を行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アナログ放送において同意が得られていない場合は、一日も早く同意を取るよう努力する。</li> </ul>

# (参考2) 過去の裁定事例の概要



## 山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョンの事例(昭和62年7月)

- 1 申請者：山陰ケーブルビジョン(島根県松江市)
- 2 相手方：サンテレビジョン(兵庫県独立U局)
- 3 経緯：地元民放同意が得られないため、当事者間協議が整わず裁定申請
- 4 論点：裁定にあたって、放送事業者は以下の5点の理由により同意できないと主張した。
  - ①地元放送局の同意がないこと
  - ②電波の受信状況が悪いこと
  - ③番組販売に損失が出ること
  - ④ケーブルテレビは地域密着番組を制作・放送すべきであり、再送信に依存すべきではないこと
  - ⑤チャンネルプランを形骸化すること
- 5 裁定：郵政省としては、
  - ・①、③及び④については、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実とは認められないため、同意をしない「正当な理由」には該当しないこと
  - ・②については、申請者の計画する受信点で受信した場合に再送信される放送番組の影像及び音声は実用に供しうるものであり、同意をしない「正当な理由」には該当しないこと
  - ・⑤についても、本件の再送信により周波数割当計画に定められている放送が実施できなくなるような具体的事実は認められないことから、電気通信審議会に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。

## 高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株)の事例(平成5年6月)

- 1 申請者：高知ケーブルテレビ(株) (高知県高知市)
- 2 相手方：テレビせとうち(株) (岡山県・香川県TX)
- 3 経緯：地元民放同意が得られないため、当事者間協議が整わず裁定申請
- 4 論点：裁定にあたって、放送事業者は、民放連における申合せに従い、地元放送局の同意が得られていないため同意できないと主張した。
- 5 裁定：郵政省としては、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実とは認められず、同意をしない「正当な理由」には該当しないと判断したため、電気通信審議会に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。